

各 位

北九州市契約室

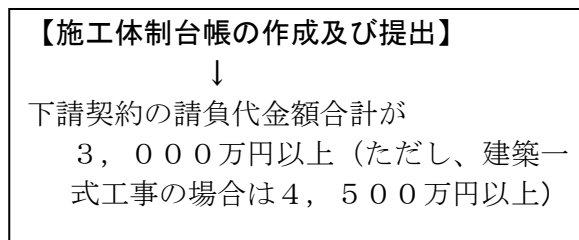
施工体制台帳の作成及び提出について（お知らせ）

本市では、現在、公共工事の下請契約の請負代金額が合計3,000万円以上（建築一式工事の場合は合計4,500万円以上）の場合のみ、施工体制台帳の作成・提出を求めています。今後は、下請金額の下限を撤廃し、公共工事を受注した（軽微な工事を含む）建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するものとします。

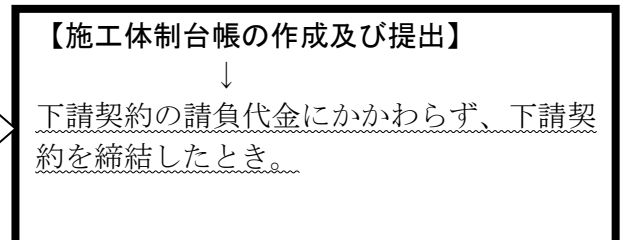
なお、施工体制台帳に基づいて作成する施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。

1 改正内容

《 現 行 》



《 改 正 後 》



2 施行日

平成27年4月1日（施行日以降に契約を締結した工事について適用）

3 施工体制台帳等の作成について

令和2年7月29日下記リンク更新

国土交通省九州地方整備局の「[施工体制台帳の作成のポイント](#)」を参考に作成してください。

- ・ [施工体制台帳（作成例）](#)
- ・ [施工体系図（作成例）](#)

※問合せは契約室管理課（093-582-2545）まで